

# 銀行監督上の失敗とEU（EC） 法違反に基づく国家賠償責任

弥 永 真 生

- I. 共同体法違反に基づく加盟国の国家賠償責任
- II. 銀行監督と共同体法上の加盟国の国家賠償責任
- III. 共同体法上の加盟国の国家賠償責任と国内法上の免責条項
- IV. ヨーロッパ人権条約と国家賠償責任

## I. 共同体法違反に基づく加盟国の国家賠償責任

欧州司法裁判所（European Court of Justice）の判例法上、ヨーロッパ共同体加盟国は、ヨーロッパ共同体法に違反する行為または懈怠によって個人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負うとされている。

すなわち、*Francovich* 事件判決<sup>1)</sup> は、加盟国のヨーロッパ共同体法違反により個人がその権利を侵害された場合に損害賠償を受けることができないとすれば、共同体法の十分な実効性は損なわれ、共同体法が付与する権利の保護は弱められることになるという実質的な根拠及びEEC条約（Treaty establishing the European Economic Community）5条<sup>2)</sup>（当時<sup>3)</sup>）を形式的な根拠として、ヨーロッパ共同体法違反に基づく加盟国の国家賠償責任を認めた<sup>4)</sup>。

---

1) Joined Cases C-6/90 and C-9/90 *Francovich and Bonifaci v. Italy* [1991] ECR I-5357. 須網 [1992] 12頁参照。

そして、*Francovich* 事件判決は、加盟国の国家賠償責任の成立要件は、損害を引き起こした共同体法違反の性質に左右されるとし<sup>5)</sup>、加盟国が指令を期限内に国内法化しなかった場合には、指令が規定する結果が個人への権利付与を伴うこと、指令の規定に基づいて権利の内容が特定可能であること、及び、加盟国の義務違反と損害との間に因果関係が存在することが要件となるとした<sup>6)</sup>。他方、加盟国に広範な裁量が認められる分野での立法措置に関して、*Brasserie du Pêcheur and Factortame III* 事件判決<sup>7)</sup> は、加盟国は、違反された共同体法が個人に対する権利付与を意図するものであること、違反が十分に重大であること、及び、加盟国の義務違反と損害との間に直接の因果関係があることという3つの要件をみたす場合に、ヨーロッパ共同体法上、国家賠償責任を負うものとした。すなわち、*Brasserie du Pêcheur and Factortame III* 事件判決は、加盟国の国家賠償責任とヨーロッパ共同体の賠償責任<sup>8)</sup> とは、他に正当な事由がない限り、同じ成立要件に服するべきであるとして、ヨーロッパ共同体の契約外の損害賠償責任を定める EC 条約 288 条 2 段<sup>9)</sup> の解釈として「十分に重大な違反」という要件が要求されていることに鑑み<sup>10)</sup>、「十分に重大な違反」が

---

2) 「加盟国は、この条約に基づく、または共同体の機関によってとられた行動の結果として生ずる義務の履行を確保するために、一般的なものであるか特定されたものであるかを問わず、あらゆる適切な措置を講じなければならない。加盟国は、共同体の任務の実現を促進しなければならない。加盟国はこの条約の目的の実現を妨げる可能性のあるいかなる措置も控えなければならない。」

3) 現在の EC 条約 (Treaty establishing the European Community) 10 条がこれに相当する。

4) Joined Cases C-6/90 and C-9/90 *Francovich* [1991] ECR I-5357, paras. 33-36.

5) Joined Cases C-6/90 and C-9/90 *Francovich* [1991] ECR I-5357, para.38.

6) Joined Cases C-6/90 and C-9/90 *Francovich* [1991] ECR I-5357, paras.39-40.

7) Joined Cases C-46/93 and C-48/93 *Brasserie du Pêcheur v. Germany and R v. Secretary of State for Transport, ex p Factortame (Factortame III)* [1996] ECR I-1029.

8) Case 4/69 *Lütticke v. Commission* [1971] ECR 325 は、EEC 条約 215 条 (現在の EC 条約 288 条) パラグラフ 2 に基づき共同体が損害賠償責任を負う要件として、その行為の違法性、損害の発生及びその行為とその損害との間の因果関係の3つをみたす必要があるとする。ただし、後掲注 10) の *Zuckerfabrik Schöppenstedt* 事件判決。

ヨーロッパ共同体法に違反した場合の加盟国の損害賠償責任の成立についても、要件の1つとなると判示した。

しかし、*Dillenkofer* 事件判決<sup>11)</sup> は、*Francovich* 事件判決が示した成立要件と *Brasserie du Pêcheur and Factortame III* 事件判決が示した成立要件とは実質的には同一であるとして、*Brasserie du Pêcheur and Factortame III* 事件判決が示した要件をヨーロッパ共同体法に違反した場合に加盟国が損害賠償責任を負うとされるための一般的な要件であるとし、この解釈は、その後の裁判例においても維持されている<sup>12)</sup>。

(1) 違反された共同体法が個人に対する権利付与を意図するものであること

これまで、欧州司法裁判所は、EC 条約 28 条 (輸入の自由)<sup>13)</sup>、29 条 (輸出の自由)<sup>14)</sup>、39 条 (労働者の移動の自由)<sup>15)</sup>、43 条 (営業の自由)<sup>16)</sup> 及び 56 条

---

9) 「契約外の責任に関して、共同体は、加盟国の法に共通する一般原則に従って、機関または職員がその義務の遂行時に引き起こした損害を賠償する」。

10) 損害の原因とされる行為が、経済政策手段を含む立法行為である場合には、個人保護のための上位法規の十分に明白な違反がなければ、共同体は賠償責任を負わないと解されている (Case 5/71 *Zuckerfabrik Schöppenstedt v. Council* [1971] ECR 975)。これは、共同体の機関が個人に不利となるような公益的観点からの立法措置をとる場合に、損害賠償請求の可能性があることによって、適切な決定をすることが抑制されることがないようにするためであると説明されている (Joined Cases 83 and 94/76, 4, 15 and 40/77 *HNL v. Commission* [1978] ECR 1209, para.5)。なお、ある行為または懈怠が立法的性質のものであり、共同体の機関が広範な裁量を有する分野で行為する場合に、経済政策手段を含む立法行為にあたりと解されている (Van der Woude [1997] p.112)。

11) Joined Cases C-178/94, C-179/94, C-188/94 and 190/94 *Dillenkofer v. Germany* [1996] ECR I-4845.

12) Case C-127/95 *Norbrook Laboratories v. Ministry of Agriculture, Fisheries and Food* [1998] ECR I-1531, para.107; Case C-319/96 *Brinkmann v. Skatte ministeriet* [1998] ECR I-5255, para.25; Case C-140/97 *Rechberger v. Austria* [1999] ECR I-3499, para.21; Case C-424/97 *Salomone Haim v. Kassenzahnärztliche Vereinigung Nordrhein* [2000] ECR I-5123, para.36; Case C-150/99 *Sweden v. Stockholm Lindöpark AB* [2001] ECR I-493, para.37; Case C-118/00 *Larsy v. Institut national d'assurances sociales pour travailleurs indendants (INASTI)* [2001] ECR I-5063, para.36; Case C-244/01 *Köbler v. Austria* [2003] ECR I-10239, para.51.

(資本の移動の自由)<sup>17)</sup> は、個人に権利を付与するものであると判示してきており<sup>18)</sup>、派生法 (secondary legislation) のさまざまな条項についても、欧州司法裁判所は、それらが個人に権利を付与するものであると認めてきた<sup>19)</sup>。

ただ、指令との関係では、共同体の規範が個人に権利を付与するものでなければならぬという要件と指令の直接効<sup>20)</sup> が認められる要件、すなわち、その条項が、目的事項ならびに意図されている受益者及び指令に定められた結果を実現する義務を課されている者がだれであるが明確であり、十分に厳密 (precise) であって無条件であるという要件との関係が問題となる<sup>21)</sup>。

---

13) 「加盟国間では、輸入に対する数量的制限その他同等の効果を有するすべての措置は禁止される」。Case C-46/93 *Brasserie du Pêcheur v. Germany* [1996] ECR I-1029.

14) 「加盟国間では、輸出に対する数量的制限その他同等の効果を有するすべての措置は禁止される」。Case C-5/94 *R. v. Ministry of Agriculture, Fisheries and Food, ex parte Hedley Lomas* [1996] ECR I-2553.

15) Case C-48/93 *R v. Secretary of State for Transport, ex p Factortame (Factortame III)* [1996] ECR I-1029.

16) 「以下の規定の枠組みの中で、ある加盟国の国民の他の加盟国の領域内における営業の自由を制限することは、禁止される。この禁止は、いずれかの加盟国の国民が、いずれかの加盟国の領域内で代理店、支店または子会社を立ち上げることに對する禁止にも適用される」(第1項)。「営業の自由には、資本に関する章の規定に従って、設立先の国の法律が自国民に課す条件の下で、自営業として活動を開始し、遂行する権利や、企業、とりわけ第48条第2パラグラフの意味における会社を立ち上げ、運営する権利が含まれる」(第2項)。Case C-424/97 *Salomone Haim v. Kassenzahnärztliche Vereinigung Nordrhein* [2000] ECR I-5123

17) 「本章に定められた条項の枠組みの中では、加盟国間及び加盟国と第三国間の資本の移動に対する制約は禁止される」(第1項)。「本章に定められた条項の枠組みの中では、加盟国間及び加盟国と第三国間の決済に対する制約は禁止される」(第2項)。Case C-302/97 *Konle v. Austria* [1999] ECR I-3099.

18) 現在のところ、いわゆる共同体の外部関係の領域に属する法準則の違反に基づく損害賠償責任が認められた事案はないが、理論的には認められる可能性がある (Gasparon [1999] pp.605-624)。

19) この要件をみたさないことによって、加盟国の国家賠償責任を認めなかった欧州司法裁判所の公表裁判例は、後述する *Peter Paul* 事件判決のみのようである (cf. Dougan [2005] p.106)。

*Francovich* 事件判決において、欧州司法裁判所は、すでに、直接効を生じさせるほどには十分に厳密でない指令に関して、国家賠償責任の存在を認めていたが、*Brasserie du Pêcheur and Factortame III* 事件判決において、欧州司法裁判所は、直接効の要件をみだす条項に対する違反についてのみ損害賠償が認められるという主張を明示的に退けた（パラグラフ 20）。この結果、国家賠償責任は、「加盟国の他の救済手段を行使した後あるいは他の救済手段と同時に行使することをその行使の条件としないという原則をその文言が示している限り、自律的な、独立した救済手段」であり<sup>22)</sup>、「個人の権利は、その権利の内容を貨幣的価値で十分な厳密性をもって定量化し、その権利者がだれであるかを確実性をもって決定することができる場合には、*Francovich* 事件判決との関係では特定できる」<sup>23)</sup> ことになった。すなわち、違反された共同体法の条項が保護することを意図していた者のグループに被害者が属している場合に限り、共同体法の下での違反に基づき賠償を請求することができることになる<sup>24)</sup>。

*Francovich* 事件判決が示唆するように、加盟国はある指令の条項に定められている権利に係る債務者として責任を負うのではなく、共同体の二次法を国内法化する義務を怠ったことによって責任を負うのであるから、当該指令を実施する責任を負う者がだれであるかを特定することは、必ずしも、国家賠償責任の成立を認める前提ではない。したがって、ある指令が公的当局ではなく私人に義務を課している場合にも、加盟国は国家賠償責任を負う余地がある<sup>25)</sup>。

---

20) Case 26/62 *Van Gend en Loos v. Nederlandse Administratie der Belastingen* [1963] ECR

1. 詳細については、たとえば、Prechal [1995]、Prechal [2002]、Jans en Prinssen [2002] など参照。

21) 詳細については、たとえば、Prechal [2006] 参照。

22) Eeckhout [1998] p.70.

23) Anagnostaras [2003] p.358.

24) cf. van Greven, Lever and Larouche [2000] p.894.

(2) 違反が十分に重大であること

*Brasserie du Pêcheur and Factortame III* 事件判決は、十分に重大な違反があったか否かは、共同体の賠償責任の成否<sup>26)</sup>と同様、加盟国の機関が明白かつ重大にその裁量の限度を無視したか否かによって判断され<sup>27)</sup>、明白かつ重大に裁量の限度を無視したか否かを判断するにあたって、権限を有する裁判所は、違反された法規定の明確性 (clarity and precision)、その法規定が国内または共同体の機関に委任した裁量の程度、違反及び生じた損害が故意によるものであるか非自発的 (involuntary) なものであるか、法についての過誤について言い訳できるか否か、共同体の機関がとっている立場が共同体法に反する懈怠や国内措置または慣行の採択または維持に寄与する可能性のあるものであったという事実などを考慮することができると判示している<sup>28)</sup>。

なお、ヨーロッパ共同体の契約外の損害賠償責任を定める EC 条約 288 条 2 段の解釈と同様<sup>29)</sup>、加盟国は、事実行為に基づいて国家賠償責任を負うこともあるし、不作為に基づいて国家賠償責任を負うこともあると解されている<sup>30)</sup>。

---

25) たとえば、営業所以外で締結された契約に関する不公正な商業上の実務から消費者を保護することを目的とする Council Directive 85/577/EEC of 20 December 1985 to protect the consumer in respect of contracts negotiated away from business premises (OJ L 372, 31.12.1985, p.31) の解釈に関する *Faccini Dori* 事件判決 (Case C-91/92 *Faccini Dori v. Ercreb* [1994] ECR I-3325) 参照。

26) 共同体の責任については、*HNL* 事件判決 (Joined Cases 83 and 94/76, 4, 15 and 40/77 *HNL* [1978] ECR 1209) が共同体の機関が広範な裁量を行使して立法した場合には、権限行使の限度を明白かつ重大に無視したのではない限り、共同体の賠償責任は生じないものとすると同時に (para.6)、被害者の被った損害が一定限度を超えていないことを「十分に重大な違反」が認められないとした根拠の1つとしてあげていた (para.7)。

27) Joined Cases C-46/93 and C-48/93 *Brasserie du Pêcheur and Factortame* [1996] ECR I-1029, para.55.

28) Joined Cases C-46/93 and C-48/93 *Brasserie du Pêcheur and Factortame* [1996] ECR I-1029, para.56.

29) Joint Cases 169/83 and 136/84 *Leussink-Brummelhuis v. Commission* [1986] ECR I-2801. cf. Gilsdorf und Oliver [1997] p.5/235, para. 30.

30) Case C-112/00 *Schmidberger* [2003] ECR I-5659.

### (3) 加盟国の義務違反と損害との間に直接の因果関係があること

欧州司法裁判所は、オーストリアがパッケージ旅行指令（90/314/EEC）を適切に国内法化しなかったことが問題とされた *Rechberger* 事件判決<sup>31)</sup> において、オーストリアが原告の損害は「全く例外的で予見不能な事象」の連鎖の結果であり、直接の因果関係はないと主張したのに対し、もし、指令が正しく国内法化されていれば、そのような事象は代金の返還または旅行者の本国帰還の障害とはならなかったのであるから、直接の因果関係があると判示している。

なお、過失の存在がヨーロッパ共同体法に違反した場合の加盟国の損害賠償責任の成立要件であるかについて、欧州司法裁判所は、国内法上の過失概念に関連する特定の客観的要因及び主観的要因は「十分に重大な違反」であるか否かの判断と関連するが、「十分に重大な違反」概念を超えて過失の存在を賠償責任成立の要件とすることはできないと解している<sup>32)</sup>。そして、悪意または違法行為を現実に認識していたことを原告が立証することを要件とする、イギリスにおける「公的機関の職務過誤（misfeasance in public office）」について、そのような権限の濫用は立法機関については想定しがたいので、そのような立証を要求することは、損害賠償請求が認容されることを不可能あるいは過度に困難にするものであり、「十分に重大な違反」概念を超えるものであると解している<sup>33)</sup>。

## II. 銀行監督と共同体法上の加盟国の国家賠償責任

ヨーロッパ閣僚理事会及びヨーロッパ議会は、信用機関（銀行等）及びその監督に関してさまざまな指令<sup>34)</sup> を制定し、加盟国はそれらの指令を国内法化している。しかし、銀行等に関する指令には監督当局の責任についての条項は

---

31) Case C-140/97 *Rechberger* [1999] ECR I-3499.

32) Joined Cases C-46/93 and C-48/93 *Brasserie du Pêcheur and Factortame* [1996] ECR I-1029, paras.75-80.

33) Joined Cases C-46/93 and C-48/93 *Brasserie du Pêcheur and Factortame* [1996] ECR I-1029, para.73.

含められていない<sup>35)</sup>。

## 1 *Peter Paul* 事件

そこで、銀行監督当局について、*Francovich* 事件判決が示した規範が適用されるかどうかの問題となるが、ドイツの連邦最高裁判所からの付託<sup>36)</sup> をうけて、*Peter Paul* 事件<sup>37)</sup> 判決<sup>38)</sup> において、欧州司法裁判所は、EC 銀行指令を、信用機関に対する不適切な健全性規制について、加盟国に *Francovich* 事件判決の下での損害賠償責任を生じさせるようには解することができないと判示した。

すなわち、欧州司法裁判所は、まず、預金保険指令<sup>39)</sup> は、預金保険スキームの構成員である信用機関になされた預金が払い戻されない場合に預金者を保護するために導入されたものであって、預金保険指令、とりわけ、その3条2

---

34) First Council Directive 77/780/EEC of 12 December 1977 on the co-ordination of laws, regulations and administrative provisions relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions (OJ L 322, 17.12.1977, p.30); Second Council Directive 89/646/EEC of 15 December 1989 on the co-ordination of laws, etc, relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions and amending Directive 77/780/EEC (OJ L 386, 30.12.1989, p.1); Directive 94/19/EC of the European Parliament and of Council of 30 May 1994 on deposit-guarantee schemes (OJ L 135, 31.05.1994, p.5) など。その後、Council Directive 73/183/EEC of 28 June 1973 on the abolition of restrictions on freedom of establishment and freedom to provide services in respect of self-employed activities of banks and other financial institutions (OJ L 194, 16.7.1973, p.1)、指令 77/780/EEC、指令 89/646/EEC、Council Directive 89/647/EEC of 18 December 1989 on a solvency ratio for credit institutions (OJ L 386, 30.12.1989, p.14)、Council Directive 92/30/EEC of 6 April 1992 on the supervision of credit institutions on a consolidated basis (OJ L 110, 28.4.1992, p. 52) 及び Council Directive 92/121/EEC of 21 December 1992 on the monitoring and control of large exposures of credit institutions (OJ L 29, 5.2.1993, p.1) を統合して、Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council of 20 March 2000 relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions (OJ L 126, 26.5.2000, p.1) が制定され、現在では、Directive 2006/48/EC of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions (OJ L 177, 30.6.2006, p. 1) となっている。

項から5項は、信用機関を監督する責任を負っている加盟国の当局の職務が公益のためにのみなされるべきであるとして、加盟国の国内法の下では監督当局による瑕疵のある監督から生じた損害賠償を個人が求めることができないとする当該加盟国のルールの適用を排除するものと解釈してはならないとした<sup>40)</sup>。

また、EC銀行第1指令、EC銀行第2指令及び信用機関の自己資金に関する指令89/299/EECには預金者にそのような権利を与える明文の規定はないとした上で<sup>41)</sup>、EC銀行第1指令及びEC銀行第2指令を含む、信用機関の健全性の監督に関する他の指令は、それらの指令の前文から明らかなように、信用機関に関する加盟国の立法について、「免許及び健全性の監督体制の相互承認を確保するために必要かつ十分な」本質的な調和を実現することを目的としていたと判示した<sup>42)</sup>。たしかに、調和化の目的の1つは預金者保護であり、これらの指令によって、多くの監督上の義務が課されることになったが、調和化は、相

---

35) EC第1銀行指令(77/780/EEC)の制定過程において、ドイツ政府は、指令は加盟国の銀行監督当局の預金者に対する責任を生じさせるものではない旨を定めることを提案したが、ヨーロッパ委員会はこれに反対し、そのような規定は設けられなかった。Andenas and Fairgrieve [2002] p. 768.

36) EEC条約177条(現在のEC条約234条)パラグラフ3は、加盟国の裁判所または審判所であって、各国内法上は司法的救済がそれ以上ない裁判所または審判所(すなわち、最終審裁判所・審判所)に継続した事案において、共同体法の解釈問題が提出された場合には、その裁判所または審判所は、その問題を欧州司法裁判所に付託しなければならない(shall)と定めている。

37) この事件についてのドイツの国内裁判所の判決の詳細については、稿を改めて取り上げる予定である。

38) Case C-222/02 *Peter Paul, Cornelia Sonnen-Lütte and Christian Mörkens v. Bundesrepublik Deutschland* [2004] ECR I-9425.

39) Directive 94/19/EC of the European Parliament and of the Council of 30 May 1994 on deposit-guarantee schemes (OJ L 135, 31.5.1994, p. 5).

40) Case C-222/02 *Peter Paul* [2004] ECR I-9425, para.32. これは、法務官(Advocate General)であったStix-Hacklの意見に依拠したものであった(Opinion of Advocate General Stix-Hackl in Case C-222/02< <http://curia.europa.eu>>, paras. 74-85)。

41) Case C-222/02 *Peter Paul* [2004] ECR I-9425, para.41.

互承認や本国による健全性監督の適用などを確保するために「本質的、必要かつ十分な」範囲に限定されており<sup>43)</sup>、監督に瑕疵があった場合に監督当局が預金者との関係で負う損害賠償責任についての国内法の調和化は相互承認や本国による監督などを確保するために必要なものとは思われないから<sup>44)</sup>、これらの指令が、瑕疵のある監督によって預金の払戻しを受けることができなくなった預金者に損害賠償を求める権利を与えるものではないとした<sup>45)</sup>。そして、銀行監督の複雑性、多くの異なる利害の関与及び監督当局の責任は多くの加盟国では存在しないことなどに照らして<sup>46)</sup>、各国の監督当局の責任についてのルールの調和化は必要とは考えられなかったようであると指摘されている (パラグラフ 44)<sup>47)</sup>。

そして、欧州司法裁判所は、共同体法に違反した場合の国家賠償責任は、とりわけ、「違反された法のルールが個人に権利を与えることを意図したものである」場合に限り認められ、この場合には指令が個人に権利を与えたと見ることができないと判示した。

---

42) Case C-222/02 *Peter Paul* [2004] ECR I-9425, para.37. もっとも、欧州司法裁判所は、EC銀行第1指令は信用機関にとっての共通市場の実現に向けた「第1歩にすぎない (no more than a first step)」と指摘してきていた (Case 166/85 *Criminal Proceedings against Bullo and Bonivento* [1987] ECR 1583, para.7, Case C-222/95 *Société civile immobilière Parodi v. Banque H. Albert de Bary et Cie* [1997] ECR I-3899. See Cresswell et al. [1991] chapter 4.)。

43) Case C-222/02 *Peter Paul* [2004] ECR I-9425, para.42.

44) Case C-222/02 *Peter Paul* [2004] ECR I-9425, para.43.

45) Case C-222/02 *Peter Paul* [2004] ECR I-9425, para.40. これは、法務官 (Advocate General) であった Stix-Hackl の意見に依拠したものであった (Opinion of Advocate General Stix-Hackl in Case C-222/02 <<http://curia.europa.eu>>, paras. 121-127)。

46) もっとも、このような事実認識は、必ずしも正しくないことについて、たとえば、Tison [2005] p.645 参照。

47) cf. Horspool [2006] p.229.

## 2 *Three Rivers* 事件

他方、*Three Rivers* 事件<sup>48)</sup> について、イギリスの貴族院は、共同体法の解釈について、欧州司法裁判所に付託することなく、EC銀行第1指令<sup>49)</sup> が個々の預金者に権利を付与しているかどうか、そのような権利の内容が特定できるか<sup>50)</sup> について検討を加えた<sup>51)</sup>。もっとも、このように欧州司法裁判所に付託しないという選択に対しては、*Three Rivers* 事件は *CILFIT* 事件判決<sup>52)</sup> が示した規準<sup>53)</sup> をみたしておらず、明白な行為 (*acte clair*) と解することは合理的ではなかったのではないかという批判が加えられている<sup>54)</sup>。すなわち、*CILFIT* 事件判決は、共同体法の正しい適用があまりに明白であって合理的な疑いの余地を全く残さないという結論に到達する前に、各国の裁判所は、その問題が他の加盟国の裁判所や欧州司法裁判所にとっても同じく明白であるという確信を得なければならないとしているが<sup>55)</sup>、*Three Rivers* 事件においてそのような確信

---

48) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England (No 3)* [1996] 3 All E.R. 558 and 634 (Q.B.D.); *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [1999] 4 All E.R. 800, [2000] 2 WLR 15, [2003] 2 AC 1 (C.A.); *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2000] 3 All.E.R. 1, [2000] 2 WLR 1220, [2003] 2 AC 1 (H.L.); *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2001] UKHL 16, [2001] All E.R. 513, [2003] 2 AC 1 (H.L.). 詳細については、拙稿「銀行監督上の過失と国家賠償責任 (2)」(本誌第3号掲載予定) 参照。

49) First Council Directive 77/780/EEC of 12 December 1977 on the co-ordination of laws, regulations and administrative provisions relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions (OJ L 322, 17.12.1977, p.30).

50) もっとも、*Three Rivers* 事件についての貴族院判決は、ある共同体法の条項が個人に権利を与えているか、そして、その権利は特定できるかという *Francovich* 事件判決の要件ではなく、共同体法が直接効力を有するためには、その条項は明確 (precise)、明白であって無条件のものでなければならないという見解によっているようである。*Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2000] 3 All.E.R. 1, [2000] 2 WLR 1220, [2003] 2 AC 1 (H.L.).

51) *Three Rivers District Council and others v. Bank of England* [2000] 3 All.E.R. 1, [2000] 2 WLR 1220, [2003] 2 AC 1 (H.L.).

52) Case 283/81 *CILFIT srl and Lanificio di Gavardo v. Ministry of Health* [1982] ECR 3415.

を得ることができたといえるのかについては疑義があるのではないかということである。

### 3 Peter Paul事件判決の問題点<sup>56)</sup>

*Francovich* 事件判決の法理によれば、加盟国は、不作為に基づいても国家賠償責任を負う可能性があることから、理論的には、加盟国が不適切な銀行監督に基づき国家賠償責任を負う余地はある<sup>57)</sup>。そして、上述したように、欧州司法裁判所は、従来、個人に対する権利の付与という要件を柔軟に解釈し、共同体法が個人の利益を保護することを意図していればよいものとし、その規定自体が強行可能な権利を個人に付与していることまでは要求していない<sup>58)</sup>。そして、少なくとも健全性規制については、EC銀行指令が預金者の利益のために制定され、預金者を保護するという目的を有していることには疑いはない。

---

53) *CILFIT* 事件判決のパラグラフ 21 は、提出された問題が共同体法と無関係である場合及び争われている共同体法の規定が欧州司法裁判所によってすでに解釈されている場合 (Cases 28-30/62 *Da Costa* [1963] ECR 31) のほか、共同体法の正しい適用があまりに明白であって合理的な疑いの余地を残さないか、これらのいずれかが確実である場合には欧州司法裁判所に付託することを要しないものとしている。そして、そのような可能性の存否は、共同体法の特質、共同体法の解釈において生ずる特別の困難、及び、共同体内で司法判断が分かれる危険を考慮して判断しなければならないとされている。パラグラフ 17 から 20 においては、可能性の存否の判断にあたっては、共同体の立法が数カ国語によって起草され、各言語のものが同等に正文とされること、共同体法はそれ独自の用語を用いており、共同体法における法概念と各国内法の法概念とが同一の意味を持つとは限らない点、及び、共同体法のあらゆる規定は、共同体法の諸規定全体の文脈において、それに照らして解釈されなければならない、共同体法の諸目的を考慮に入れ、また争われている規定が適用される時点における共同体法の発展状況も考慮にいれなければならない点を念頭に置かなければならないと判示されている。

54) Horspool [2006] p.227. もっとも、Allott [2001] pp.9-10.

55) Case 283/81 *CILFIT* [1982] ECR 3415, para.16.

56) *Peter Paul* 事件判決に対しては、批判的な学説が多いようである。たとえば、Betlem [2004]; Tison [2005]; Dougan [2005] 参照。

57) Wissink [2002] p.97.

58) Tridimas [2001] p.328.

なぜならば、まず、EC 銀行指令を統合した Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council of 20 March 2000 relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions (OJ L 126, 26.5.2000, p.1) の前文 (65) では信用機関の監督は預金者の利益を保護するためになされるとされ、3条では預金者を保護することを意図した規則とコントロールに服さない者が預金受入れ業務を行なうことが禁止され、4条では、加盟国に預金者保護のための適切な規則を定めることが要求されているからである。また、欧州司法裁判所も消費者保護の観点から銀行の免許と健全性規制の重要性を強調してきたからである<sup>59)</sup>。

さらに、EC 銀行第1指令などに、預金者に権利を与える明文の規定がないことを欧州司法裁判所は指摘しているが、たとえば、*Dillenkofer* 事件判決<sup>60)</sup>において、パッケージ旅行指令には個人に対して権利を与える旨の明文の規定が存在しなかったが、欧州司法裁判所は、パッケージ旅行の主催者が支払われた金銭の返却と支払不能の場合の顧客に対する賠償について十分な安全性を確保する義務を負う旨を定める当該指令の7条を根拠として権利の付与があったと認めた<sup>61)</sup>。すなわち、*Dillenkofer* 事件判決において、欧州司法裁判所は指令の明文の文言ではなく目的に注目して権利が与えられたと認定していたのであって、*Peter Paul* 事件判決とは異なるアプローチによっている。しかも、*Dillenkofer* 事件判決は、責任との関係で権利の付与を導く消費者保護の意図を当該指令が有していたことを当該指令の前文に言及して認定したのであって、この点でも、*Peter Paul* 事件判決は先例とは首尾一貫しない<sup>62)</sup>。

---

59) Case C-441/93 *Panagis Pafitis and Others v. Trapeza Kentrikis Ellados AE and Others* [1996] ECR I-1347, para. 49, Case C222/95 *Parodi v. Banque H. Albert de Bary* [1997] ECR I-3899, para.22, Case C-366/97 *Romanelli* [1999] ECR I-855, para.11.

60) Joined Cases C-178/94, C-179/94, C-188/94 and 190/94 *Dillenkofer v. Germany* [1996] ECR I-4845.

61) これは、*Rechberger* 事件判決 (Case C-140/97 *Rechberger* [1999] ECR I-3499) でも踏襲された。

62) See *Betlem* [2004].

以上に加えて、ヨーロッパ委員会がEC条約288条に基づいて負う可能性のある監督責任に関する裁判例とも *Peter Paul* 事件判決は整合的ではない<sup>63)</sup>。すなわち、*Francesconi* 事件判決<sup>64)</sup> は一当該事件においてはヨーロッパ委員会の行動に違法な点がないとされ、ヨーロッパ共同体は責任を負わないものとされたが—原則として、ヨーロッパ委員会は監督上の瑕疵について責任を負うとされ、加盟国のしかるべき主体がその任務を果たさない場合には共同体法の遵守を確保するためにヨーロッパ委員会が介入しなければならない場合があるとされた<sup>65)</sup>。そして、現在では、共同体の責任と共同体法に違反した場合の加盟国の責任とはパラレルに考えられているのである<sup>66)</sup>。

このように考えると、「預金者は健全性監督当局に対して措置を講ずる権利を有するか否か」が先決問題として付託されたことに欧州司法裁判所が引きずられたため、*Peter Paul* 事件判決のような書きぶりになった可能性もあるし<sup>67)</sup>、銀行監督の領域に *Francoovich* 事件判決の法理を適用することの財政上あるいは政策上の含意を欧州司法裁判所の判事が考慮に入れた可能性も否定できない<sup>68)</sup>。

---

63) See Betlem [2004].

64) Cases 326/86 and 66/88 *Benito Francesconi and others v. Commission of the European Communities* [1989] ECR 2087.

65) Schultz *et al.* [2004] p.240. See also Opinion of Mr Advocate General Lenz delivered on 25 May 1989 [1989] ECR 2087.

66) cf. Case C-352/98 *P Bergaderm and Goupil v. Commission* [2000] ECR I-5291, para.42.

67) Binder [2004] pp.467-468.

68) Tison [2005] pp.679-680. なお、欧州司法裁判所は、預金保険指令の前文(24)をふまえて、加盟国の国内法の下で監督当局を免責することが許される根拠として、預金保険指令に定められた預金者に対する補償が確保されていることをあげているが(パラグラフ50)、*Peter Paul* 事件はドイツが預金保険指令を国内法化し、施行する前に生じた事件であり、もし、このような一般論が成り立つとすれば、免責条項は無効であるという解釈の余地があることになりそうである。なお、欧州司法裁判所は預金保険指令が特別法であるとは認定していないが、預金保険指令が特別法でないとすれば、預金保険が整備されていることによって、監督当局の責任が免責されることを正当化することは難しいのではないという指摘もある。

### Ⅲ. 共同体法上の加盟国の国家賠償責任と国内法上の免責条項

欧州司法裁判所は、加盟国の国内法が最上級審裁判所の裁判によって生じた損害に関する国家賠償責任を明示的に排除しているにもかかわらず、Köbler 事件判決<sup>69)</sup>において、加盟国の最上級審裁判所の判決がヨーロッパ共同体法に違反している場合にも、加盟国がヨーロッパ共同体法上、国家賠償責任を負う可能性があることを認めた<sup>70)</sup>。これは、損害賠償を認めても、その原因となった判決が無効となるわけではないから、既判力に反するわけではないからである。もっとも、「十分に重大な違反」があるとされるか否かにあたっては、司法作用の特性及び正当な法的安定性の要請を考慮しなければならないとして、裁判官が明白に適用法規を誤ったというような例外的な場合にのみ<sup>71)</sup>、国家賠償責任は認められるとしている。

### Ⅳ. ヨーロッパ人権条約と国家賠償責任

#### 1 ヨーロッパ人権条約と国の積極的義務

ヨーロッパ人権条約の起草時には、国家は条約に規定された基本的権利及び自由を侵害してはならないという、いわば消極的な義務を負うにすぎないと解されていたが<sup>72)</sup>、欧州人権裁判所は、条約に規定された基本的権利及び自由が保護される状況を確保するために国家が積極的な措置をとる義務を負う場合がある、私人による侵害からでも個人を保護する義務を国家は負うという立場をとるに至った<sup>73)</sup>。

---

69) Case C-244/01 *Köbler* [2003] ECR I-10239.

70) 欧州人権裁判所も、たとえば、*Dulaurans v. France* (n° 34553/97) [2000] ECHR 109 において、ヨーロッパ人権条約にある加盟国の最上級審裁判所が違反した場合には、当該加盟国は損害賠償責任を負うものと判示している。

71) Case C-244/01 *Köbler* [2003] ECR I-10239, para.53.

72) Eissen [1961] p.174.

73) 詳細については、たとえば、小畑 [1986] [1987]、中井 [1996] [1997]、申 [1999] などを参照。

まず、*Marckx* 事件において、私生活及び家庭生活、住居ならびに通信の尊重を定めるヨーロッパ人権条約 8 条<sup>74)</sup> に関して、欧州人権裁判所は、8 条の目的は本質的には個人を公権力による恣意的な干渉から保護することであるが、「この第一義的な消極的義務に加えて、家庭生活の実効的『尊重』に固有の積極的義務が存在する」と判示した<sup>75)</sup>。

また、「締結国は、その管轄の中にあるすべての者に対し、この条約の第 1 節に定義する権利及び自由を保障する」と定める 1 条を根拠として、人権が確保された状況を作り出す義務を国が負っているとする欧州人権裁判所の裁判例も積みあがっている<sup>76)</sup>。

さらに、集会及び結社の自由を規定する 11 条に関して「個人と個人との関係においても、必要であれば積極的措置がとられるべきことを要求する場合がある」とも判示されている<sup>77)</sup>。

もっとも、積極的義務が認められると、締結国にかなりの財政的あるいは制度的負担が生ずることになるので<sup>78)</sup>、欧州人権裁判所は、国家には、どのよ

---

74) 「すべての者は、その私生活、家族生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する」(第 1 項)。「この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要な干渉以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない」(第 2 項)。

75) *Marckx v. Belgium* (n° 6833/74) [1979] ECHR 2 (13 June 1979), para.31. その後も、欧州人権裁判所は、8 条に関して、「実効的な私生活の保護のためには積極的義務が存在し、個人と個人とが関係する領域においても、この義務は私生活の尊重が確保されるような措置をとることを含む」と判示している (*X and Y v. The Netherlands* (n° 8978/80) [1985] ECHR 4 (26 March 1985), para.23. この事件を紹介したものとして、中井 [1996] 46-48 頁)。

76) *Young, James and Webster v. United Kingdom* (n° 7601/76; no 7806/77) [1981] ECHR 4 (13 August 1981), para.49; *Costello Roberts v. United Kingdom* (n° 13134/87) [1993] ECHR 16 (25 March 1993), para.26.

77) *Plattform "Arzte für das Leben" v. Austria* (n° 10126/82) [1988] ECHR 15 (21 June 1988), para.32. この事件を紹介したものとして、中井 [1996] 50-52 頁。

78) *See Airey* [1979] ECHR 3, para.26.

うな方法が権利及び基本的自由の実効的尊重にとって必要であるかを決定する広範な裁量（評価の余地 [margin of appreciation]<sup>79)</sup>）があるという立場をとってきた<sup>80)</sup>。たとえば、8条に関して、締結国は「社会と個人の必要性及び財政面を十分に考慮して、条約の遵守を確保するためにどのような措置がとられるべきかを決定する広範な評価の余地を有する」<sup>81)</sup>と指摘されている<sup>82)</sup>。

## 2 生命に対する権利（2条）と国の積極的義務

欧州人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約2条との関連でも、少なくとも抽象的には、国家の積極的義務<sup>83)</sup>を認める判決をいくつか下している<sup>84)</sup>。

たとえば、*Osman*事件判決は、2条1項に関する国家の義務には、実効的な刑法規定を制定して犯罪を防止し、かつ、そのような規定に違反することを防止し、阻止し、処罰するための法執行機関を設けて、生命に対する権利を確保する義務が含まれるとし、一定の状況の下では、他の者の犯罪行為によって生命を脅かされている個人を保護するための実効的な措置をとる積極的義務を国家は負うものとした<sup>85)</sup>。

---

79) 詳細については、たとえば、Macdonald [1992] 及びBrems [1996] 参照。

80) 従来から、欧州人権裁判所は、国際裁判所の裁判官よりも正確に判断することができる立場に国家はあるという事実を承認し、ヨーロッパ人権条約上の権利を制限する方法については、自らを第二次的な判断機関であると位置づけ、国家に裁量権（評価の余地）を認めてきたが、これが積極的義務との関係でも採用されたということができる。See *Handyside v. United Kingdom* (n° 5493/72) [1976] ECHR 5 (7 December 1976), para.49.

81) *Abdulaziz, Cabales and Balkandali v. United Kingdom* (n° 9214/80; n° 9473/81; n° 9474/81) [1985] ECHR 7 (28 May 1985), para.67. また、8条との関連で、*Rees v. United Kingdom* (n° 9532/81) [1986] ECHR 11 (17 October 1986), para.37参照。

82) 8条との関係で詳細な検討を加えたものとして、たとえば、Arai [1998] 参照。

83) Trechsel [1999] pp.671-686参照。

84) 委員会もヨーロッパ人権条約2条から積極的義務が生ずるという見解を示している（たとえば、*Dujardin and others v. France*, Application No. 16734/90, *Decisions and Reports of the European Commission of Human Rights*, Vol.72, p.236.）。

85) *Osman v. United Kingdom* (n° 23452/94) [1998] ECHR 101 (28 October 1998), para.115.

しかし、他方で、現代社会における警察行動の困難さ、人間の行動の予測不可能性、優先順位や資源を踏まえて行われた実際上の選択などを考慮に入れると、そのような積極的義務は、国家に不可能または不つりあいな重荷を負わせることがないように解釈されなければならないとし、第三者の犯罪行為によって特定の個人の生命への現実で差し迫った危険が存在していることを国家が知っていたか、または知っているべきであって、権限を行使すれば合理的に考えてそのような危険を回避することができたであろう当該権限の範囲内の措置を講じなかった場合に、積極的義務違反が認められるという基準<sup>86)</sup>を欧州司法裁判所は示した<sup>87)</sup>。

### 3 財産権と国の積極的義務

人権及び基本的自由の保護のための条約についての議定書（ヨーロッパ人権条約第1議定書）の1条前段は、「すべての自然人または法人は、その財産を平和的に享有する権利を有する。何人も、公益のために、かつ、法律及び国際法の一般原則で定める条件に従う場合を除き、その財産を奪われない。」と定めている。

欧州人権裁判所は、*Öneryildiz*事件判決<sup>88)</sup>において、*Bielelectric Srl v. Italy*事件中間判決（4 May 2000）<sup>89)</sup>を踏襲して、第1議定書1条の下で実質的に定立された原則を再確認した。すなわち、その条項によって保護される権利の、真の、実効的な行使は妨害しないという加盟国の義務のみに依存するものではなく、保護のための積極的な措置を、とりわけ当局が講ずることを申立人が正当に期待できる措置と申立人による所有物の実効的な享有との間に直接的な結び

---

86) この基準はその後の裁判例においても踏襲されている。*Mahmut Kaya v. Turkey* (n° 22535/93) [2000] ECHR 129 (28 March 2000), paras. 85 and 86; *Kilic v. Turkey* (n° 22492/93) [2000] ECHR 128 (28 March 2000), paras. 62 and 63.

87) *Osman* [1998] ECHR 101, para.116.

88) *Öneryildiz v. Turkey* (n° 48939/99) [2004] ECHR 657 (30 November 2004).

89) *See* n° 36811/97 [2000] ECHR 784 (16 November 2000).

つきがある場合には、要することがあると判示している（パラグラフ134）。

#### 4 監督当局についての国内法上の免責条項と裁判を受ける権利

ヨーロッパ人権条約6条1項第1文は、「すべての者は、その民事上の権利及び義務の決定または刑事上の犯罪の決定のため、法律で設置された、独立で、かつ、公正な裁判所による妥当な期間内の公正な公開審理を受ける権利を有する」と裁判を受ける権利を定めている。

この条項に関して、欧州人権裁判所は、*Golder*事件判決において、一般に受け入れられた国際法の原則としてのウィーン条約法条約（Vienna Convention on the Law of Treaties）31条2項がいうように、条約前文は条約の一部をなし、前文は一般に条約の趣旨目的を考察する上で有用であるという前提に立った上で、ヨーロッパ人権条約の前文は自由及び法の支配という共通の遺産を有する諸国の決意を述べており、民事上の問題について、裁判所へのアクセスの可能性なしには法の支配を考えることはできないから、裁判所へのアクセス権は6条1項に内在する要素であると判示した<sup>90)</sup>。そして、このような解釈は、その文脈において、かつ、ヨーロッパ人権条約の趣旨目的を考慮して読んだ6条1項第1文の文言そのものに基づくとした<sup>91)</sup>。

また、前掲 *Marckx* 事件判決をふまえて、欧州人権裁判所は、*Airey* 事件判決において、「裁判所にアクセスする実効的権利を保障する義務は」積極的義務のカテゴリーに属すると判断し<sup>92)</sup>、さらに「条約は今日の状況のなかで解釈されなければならない、また、条約が取り扱う分野において、個人が現実的で実効的な方法で保護されることを目的としなければならない」と述べた<sup>93)</sup>。

他方、ヨーロッパ人権条約6条1項は、条約を実施する加盟国の実体法（substantive law）の内容を決定づけることを意図していないと解されている

---

90) *Golder v. United Kingdom* (n° 4451/70) [1975] ECHR 1 (21 February 1975), para.34.

91) *Golder* [1975] ECHR 1, para.36.

92) *Airey v. Ireland* (n° 6289/73) [1979] ECHR 3 (9 October 1979), para.25.

93) *Airey* [1979] ECHR 3, para.26.

が<sup>94)</sup>、「手続的」と「実体的」とを区別することは実務上は必ずしも容易ではない。そして、「手続的」と「実体的」という表現には条約の目的に照らして一義的かつ自律的な意味を与え、ある法の性格が手続的であるか実体的であるかは純粋な国内的性質を考慮に入れて決定すべきではないこともたしかである<sup>95)</sup>。しかし、上記 *Osman* 事件判決において当該事案において申立人に対して警察は何らの注意義務も負っていないとした控訴裁判所の判決から6条1項違反が生じたとされたこと<sup>96)</sup>を別とすれば、同条項は、当該加盟国の国内法上存在しない「市民権 (civil rights)」を創出するために用いることができないことは確立した裁判例であると考えられる<sup>97)</sup>。

そして、監督当局が個々の預金者との関係で注意義務を負っていないと解するのであれば、そもそも、実体法上、法的責任を負わないのであるから、監督当局についての国内法上の免責条項は実体法上の問題であると指摘されている<sup>98)</sup>。

また、かりに免責条項が手続的な性質を有するとしても<sup>99)</sup>、ヨーロッパ人権条約6条1項は裁判所に対するアクセスを絶対的に保障するものではなく<sup>100)</sup>、正当な目的があり、比例的で法的安定性が認められる場合には制約が許されることが考えられており<sup>101)</sup>、金融市場の適切な規制は明白に望ましい目的である、規制者は必然的に限られた資源の範囲内で活動しており、そのような資源を濫訴に対する防御のために割くことは公益に合致しない、金融市場の監督において規制者には裁量の幅が必然的に必要である、困難な選択をしなければならないことがあり、この関連では、ネグリジェンスの一般原則を適用することは合

---

94) たとえば、Lester and Pannick [2004] para.4.6.5 参照。

95) *König v. Germany* [1978] 2 EHRR 170.

96) *Osman* [1998] ECHR 101, paras. 131-140.

97) *Lithgow v. United Kingdom* [1986] 8 EHRR 329; *Powell and Rayner v. United Kingdom* [1990] 12 EHRR 355 など。Lester and Pannick [2004] para.4.6.5 も参照。なお、*Osman* 判決の立場は、*Z. v. United Kingdom* [2002] 34 EHRR 97 によって退けられている。

98) Proctor [2005] p.87.

理的ではない、監督の対象となっている金融機関の破綻から生ずる経済的損失が巨大になることがあること及び監督者の責任はせいぜい二次的なものであることに照らせば、規制者が損失を負担することを期待するのは合理的でない、免責条項があっても裁判所へのアクセスが絶対的に拒否されるわけではなく、預金者としては悪意を立証すれば救済を受けることができるのであるから免責条項は合理的でありつりあいがとれているという理由をあげて、悪意または合理的な注意を欠いたことを立証しない限り<sup>102)</sup>、責任を負わない旨を定める国内法上の免責条項は同条項に違反するとは判断されない可能性が高いと *Proctor* は論じている<sup>103)</sup>。

さらに、*Proctor* は、ヨーロッパ人権裁判所が、外国、その外交官及び条約によって創設された国際機関の免責について、公正な裁判をうける権利に対する不つりあいな制約ではないと判断していること<sup>104)</sup> を引き合いに出して、金

---

99) もっとも、ヨーロッパ人権条約6条1項に倣って設けられたグレナダ憲法8条8項 (Any Court or other authority prescribed by law for the determination of the existence or extent of any civil right or obligation shall be established by law and shall be independent and impartial; and when proceedings for such determination are instituted by any person before such Court or other authority, the case shall be given a fair hearing within a reasonable time.) を前提として、グレナダ控訴裁判所は、Eastern Caribbean Central Bank Law (1983) の50条2項 (東カリブ中央銀行、その財産及びその資産は、どこに所在しだれが占有しているかを問わず、東カリブ中央銀行がその免責をある手続きとの関係で明示的に放棄した範囲及び契約の条項により放棄した範囲を除き、すべての類型の司法手続きの対象外とされる (enjoy immunity)) が定める免責は絶対的なものではなく、憲法8条8項が定める公正な裁判を受ける権利と整合しない限りにおいて適用がない可能性があるとした (*Capital Bank International Ltd. v. Eastern Caribbean Central Bank*, 10 March 2003<<http://www.common-lit.org/int/cases/ECarSC/2003/26.pdf>>)。

100) たとえば、*Ashingdane v. United Kingdom* [1985] 7 EHRR 528, para.57, *Fayed v. United Kingdom* [1994] 18 EHRR 393, para. 65。

101) たとえば、*Tinnelly & Sons Ltd v. United Kingdom* [1998] 27 EHRR 249, para. 72。

102) cf. *Ashingdane* [1985] 7 EHRR 528, paras. 57-60.

103) イギリスの2000年金融サービス及び市場法が定める免責条項との関係で、*Proctor* [2005] pp.88-89.

融機関の監督当局についての国内法上の免責条項は「評価の余地」の範囲内にあると主張している<sup>105)</sup>。

- 小畑郁 [1986] 「ヨーロッパ人権条約における国家の義務の性質変化——「積極的義務」をめぐる人権裁判所判決を中心に(1)」法学論叢 119 巻 2 号
- 小畑郁 [1987] 「ヨーロッパ人権条約における国家の義務の性質変化——「積極的義務」をめぐる人権裁判所判決を中心に(2・完)」法学論叢 121 巻 3 号
- 西連寺隆行 [2003] 「EC 法上の国家賠償責任における「十分に重大な違反」概念 (1)」上智法学論集 47 巻 2 号
- 西連寺隆行 [2004] 「EC 法上の国家賠償責任における「十分に重大な違反」概念 (2)」上智法学論集 47 巻 3 号
- 申恵手 [1999] 人権条約上の国家の義務 (日本評論社)
- 須網隆夫 [1992] 「EC 指令に従わない加盟国の責任と EC 裁判所——フランコビッチ事件判決」法学セミナー 448 号
- 中井伊都子 [1996] 「私人による人権侵害への国家の義務の拡大(1)——ヨーロッパ人権条約の解釈をめぐって」法学論叢 139 巻 3 号
- 中井伊都子 [1997] 「私人による人権侵害への国家の義務の拡大(2・完)——ヨーロッパ人権条約の解釈をめぐって」法学論叢 141 巻 2 号
- 中井伊都子 [2000] 「ヨーロッパ人権条約における国家の義務の範囲」国際法外交雑誌 99 巻 3 号
- Alink, M.J. [2006] Europees Verdrag voor de Rechten van de Mens, in: British Institute of International and Comparative Law, *Aansprakelijkheid van Toezichthouders*
- Allott, P. [2001] EC directives and misfeasance in public office, *Cambridge Law Journal*, Vol. 60, Part I
- Andenas, M. and D.Fairgrieve [2002] Misfeasance in public office, governmental liability, and European influences, *International & Comparative Law Quarterly*, Vol.51, No.4
- Arai, Y. [1998] The margin of appreciation doctrine in the jurisprudence of Article 8 of the European Convention on Human Rights, *Netherlands Quarterly of Human Rights*, Vol.16
- Arora, A. [2006] The statutory system of the bank supervision and the failure of BCCI, *Journal of Business Law* (August 2006) 487
- Betlem, G. [2004] Comments to Case C-222/02 Paul and Others v. Germany, in: Betlem, G. *et al.*, *Post-Francoovich judgments by the ECJ*

---

104) *Al-Adsani v. United Kingdom* [2002] 34 EHRR 273, *Fogarty v. United Kingdom* [2002] 34 EHRR 302, *Waite and Kennedy v. Germany* [1999] 30 EHRR 261.

105) Proctor [2005] p.89.

- <[http://www.eel.nl/categorieen/intro.asp?ssc\\_nr=871](http://www.eel.nl/categorieen/intro.asp?ssc_nr=871)>
- Betlem, G. [2005] Torts, a European *ius commune* and the private enforcement of Community law, *Cambridge Law Journal*, Vol. 64, Issue 1
- Binder, J.-H. [2004] The Advocate-General's opinion in Paul and others v Germany? Cutting back state liability for regulatory negligence?, *European Business Law Review*, Vol.15, Issue 3
- Brems, E. [1996] The margin of appreciation doctrine in the case-law of the European Court of Human Rights, *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Bd.56
- Cresswell, P.E. *et al.* [1991] *Encyclopedia of Banking Law*, Lexis Law Publishing
- Dougan, M. [2005] Legal Developments, *Journal of Common Market Studies*, Vol. 43, Issue s1
- Eissen, M.A. [1961] La Convention et les devoirs de l'individu, in: *La Protection internationale des droits de l'homme dans le cadre européen* (Annales de la Faculté de droit et des sciences politiques et économiques de Strasbourg, 10), Dalloz
- English, R. [2001] The Decline and Fall of *Osman*, *New Law Journal*, Vol.151
- European Parliament, Committee of Inquiry into the crisis of the Equitable Life Assurance Society [2007] *Report on the crisis of the Equitable Life Assurance Society* (2006/2199 (INI)) (23.5.2007, FINAL A6-0203/2007)
- Gasparon, P. [1999] The transposition of the principle of Member State liability into the context of external relations, *European Journal of International Law*, Vol.10, No.3
- Giltsdorf, P. und P.Oliver [1997] Artikel 215, in: von der Goeben, H., J.Thiesing und C.-D.Ehlermann (hrsg.), *Kommentar zum EU-, EG-Vertrag*, Bd.5, 5.Aufl., Nomos
- Horspool, M. [2006] European Community Law, in: British Institute of International and Comparative Law, *Aansprakelijkheid van Toezichhouders*
- Jans, J.H. en Prinssen, J.M. [2002] Direct Effect: Convergence or Divergence? A Comparative Perspective, in: Prinssen, J.M. en A.Schrauwen (eds), *Direct Effect*, European Law Publishing
- Lester of Herne Hill and D. Pannick [2004] *The European Convention on Human Rights*, 2nd ed., NexisLexis
- Macdonald, R.St.J. [1992] The margin of appreciation in the jurisprudence of the European Court of Human Rights, in: *Collected Courses of the Academy of European Law*, Vol.1, Book 2, Martinus Nijhoff
- Prechal, S. [1995] *Directives in European Community Law. A Study of Directives and Their Enforcement in National Courts*, Clarendon Press
- Prechal, S. [2002] *Direct effect* reconsidered, redefined, rejected, in: Prinssen, J.M. en A. Schrauwen (eds), *Direct Effect*, European Law Publishing
- Prechal, S. [2006] Member state liability and direct effect: what's the difference after all?, *European Business Law Review*, Vol.17, No.2

- Proctor, C. [2005] Regulatory liability for bank failures . The Peter Paul case, *Euredia* 2005/1
- Schulze, R. *et al.* (eds.) [2004] *A Casebook on European Consumer Law*, Hart Publishing
- Tison, M. [2005] Do not attack the watch dog! Banking supervisor's liability after *Peter Paul*, *Common Market Law Review*, Vol. 42, Issue 3
- Trechsel, S. [1999] Spotlights on Article 2 ECHR, The right to life, in: Benedek, W. *et al.* (eds.), *Development and developing international and European law*, Peter Lang
- Tridimas, T. [2001] Liability for breach of Community law: growing up or mellowing down?, *Common Market Law Review*, Vol. 38, Issue 2
- Van der Woude, M.H. [1997] Liability for administrative acts under article 215 (2) EC, in: Heukels, T. and A. McDonnell (eds.), *The action for damages in Community law*, Kluwer Law International
- van Greven, W., J.Lever and P.Larouche [2000] *Tort Law*, Hart Publishing
- Wissink, M.H. [2002] Staatsaansprakelijkheid voor falend banktoezicht, *Sociaal-Economische Wetgeving*, 50e jaargang, nr.3

※本論文は、財団法人全国銀行学術研究振興財団2006年度研究助成をうけて行っている研究の成果の一部である。